

公益法人協会「東日本大震災救援基金」
第2回配分要綱

公益財団法人 公益法人協会

1 本基金の目的

本基金は、今回の東日本大震災被災地域において被災者の救援活動に従事しておられる現地の民間非営利団体の活動を、資金的に少しでもお役に立ちたいという思いから、公益財団法人公益法人協会が平成23年3月14日に設立したものです。設立同日から広く公益法人をはじめとする非営利の団体や、それらの非営利団体の役職員・関係者を対象に募金活動を開始しました。

2 配分金額

基本的には一団体50万円前後とさせていただきますが、これを超える場合であっても、申請内容及び配分総額を勘案し審査の上配分させていただく場合があります。

3 本基金への配分申請資格団体

1) 活動内容

東日本大震災被災地域において、直接的に被災者の救援活動に従事していること。被災地域において後方支援に当たる団体も含まれます。

2) 申請資格

被災地域に住所がある団体

3) 法人格

特定非営利活動法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特例民法法人、社会福祉法人、更生保護法人等の非営利法人であること（積極的に情報公開に努めている任意団体も含む）。

4) 資金使途

- ①支援物資・機材購入費：食糧・飲料、燃料、図書・文具、医療・衛生用品、清掃・暖房機器、携帯電話等通信機器など
- ②旅費交通費：拠点から現地までの交通費、ガソリン代など移動に伴う費用及び自転車・スクーター購入など
- ③後方支援事務費：後方支援に当たる団体における会議費、通信関係費、什器・備品、消耗品など
- ④謝金・日当等人件費：救援活動（後方支援活動を含む）に直接従事する者に支払う謝金・日当等の人件費など

⑤その他：上記に該当しない場合でも内容によっては認められる場合があります。

5) 中間支援団体等の推薦

必須条件ではありませんが、後方支援に当たる現地の中間支援団体の推薦があれば申請書に記入してください。ただし、任意団体の場合は、中間支援団体の推薦を必須条件とします。

6) 資金支出時期

本基金は緊急支援のための資金です。配分された資金はなるべく迅速に目的とする活動にお使いいただくようお願いします。

4 第2回配分申請書締め切り期限

第2回配分は5月12日以降16日までに決定送金する予定です。つきましては大変慌ただしいのですが、5月5日（木）必着で、郵送もしくは申請書フォームにご記入の上、お送りください。

<郵送先> 〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
公益財団法人公益法人協会 「東日本大震災救援基金」係

5 配分金決定・送金時期

配分は公益法人協会内に設けられた配分委員会の審査を経て、5月中旬に決定の上通知し、ご指定の口座に送金します。

6 寄附者の氏名・名称のご通知

5の配分決定通知の際、本基金に寄せられた多くの寄附者の氏名・名称を記載したリストをご参考のため同封しますので、これらの方々の被災者に向けられた厚い志と絆を共有していただきますようお願いします。

7 活動報告書の提出

資金を使い切った時点で簡単な活動報告書（サンプル別添）を公益法人協会にご提出いただきます。

【お問い合わせ】

担当者 長沼、白石

電話 03-3945-1017

メールアドレス naganuma@kohokyo.or.jp
shiraishi@kohokyo.or.jp

【今後の予定】

第3回は6月中旬を目途に配分させていただく予定です。

以上